

【令和5年1月10日以降実施分】
(宿泊施設向け) 青森県おでかけキャンペーン【全国版】実施要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「感染症」という。）の影響等により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与すること、並びに、県内における流動および消費の拡大を図ることを目的に、「青森県おでかけキャンペーン【全国版】（以下、「本キャンペーン」と言う）」を実施することとし、必要な事項について以下のとおり定める。

2 本キャンペーンの実施にあたって

本キャンペーンは、お一人お一人の感染防止対策で「安全・安心」な旅を楽しみながら、観光産業を応援することを目的としたキャンペーンです。

参加される事業者の方々の感染防止対策はもちろんのこと、本キャンペーンを利用される旅行者の方々に安心して楽しい青森県の旅をお楽しみいただくため、お一人お一人が新しい旅のエチケットを守り感染リスクを避けていただくよう、旅行者への呼びかけの徹底をお願いいたします。

3 停止条件

新型コロナウイルス感染症の状況により、本キャンペーンを停止、または、対象都道府県を制限する場合があります。

4 実施期間

(1) 本キャンペーンの実施期間

令和5年1月10日（火）～令和5年6月30日（金）宿泊分まで

※ 令和5年7月1日（土）チェックアウト分まで。

※ 【注意】令和5年4月29日（土）～令和5年5月7日（日）宿泊分は本キャンペーンの対象外となりますのでご注意ください。

※ 各宿泊施設の判断により、上記期間内で除外日を設定することも可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、本キャンペーンの実施期間が変更となる場合がございます。予めご了承くださいませようお願いいたします。

※ 予算が上限に達した場合、本キャンペーンは終了となります。

(2) 本キャンペーンの予約開始日

令和5年3月31日（金）以降に開始する旅行・宿泊につきましては、令和5年3月17日（金）から新規の予約受付を開始いただくことが可能です。

※予約開始時間は各施設で決定いただいて構いません。

※令和5年3月31日（金）以降に開始する旅行・宿泊につきましては、令和5年3月16日（木）以前に予約された旅行・宿泊については、本キャンペーンの対象にはなりません。

※旅行期間の一部に本キャンペーンの対象外期間（令和5年4月29日～令和5年5月7日）が含まれ、対象内期間・対象外期間に切り分けができない場合（包括料金等）、

その旅行全体が本キャンペーンの対象外となります。但し、対象内期間・対象外期間に切り分けができる場合は、対象内期間に限り本キャンペーンの適用が可能です。

5 本キャンペーンの概要

(1) 【重要】「平日」・「休日」の区分

本キャンペーンにおいては、「平日」・「休日」の区分により、本キャンペーンの割引適用前の最低価格およびクーポンの配付枚数が異なります。「宿泊を伴う旅行」の「平日」・「休日」の区分は下記のとおりとなりますのでご注意ください。

※(別紙1)「宿泊を伴う旅行」の「平日」・「休日」の区分についても併せてご確認ください。

- 「休日」：宿泊日とその翌日が、暦上、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合、その宿泊は「休日」として扱います。
- 「平日」：上記以外を「平日」として扱います。

(2) 宿泊代金の割引

本キャンペーンにおいては、利用者の利益が発生することを防ぐ（利用者の実質負担額を0円以上にする）観点から、対象となるすべての旅行における1人1泊当たりの最低旅行代金を設定します。

① 本キャンペーンにおける「平日」宿泊の場合

1人1泊当たり3,000円（税込）以上の宿泊プランについて、1人1泊あたり宿泊代金（税込価格）の20%を割引（割引額は最大3,000円）。

本キャンペーンの割引適用前の 宿泊代金（1人1泊当たり・税込）	本キャンペーンによる割引額 （1人1泊当たり・税込）
15,000円以上	一律3,000円を割引
<u>3,000円以上</u> ～14,999円以下	宿泊代金の20%相当額を割引
<u>2,999円以下</u>	割引無し

② 本キャンペーンにおける「休日」宿泊の場合

1人1泊当たり2,000円（税込）以上の宿泊プランについて、1人1泊あたり宿泊代金（税込価格）の20%を割引（割引額は最大3,000円）。

本キャンペーンの割引適用前の 宿泊代金（1人1泊当たり・税込）	本キャンペーンによる割引額 （1人1泊当たり・税込）
15,000円以上	一律3,000円を割引
<u>2,000円以上</u> ～14,999円以下	宿泊代金の20%相当額を割引
<u>1,999円以下</u>	割引無し

※本キャンペーンの割引適用後の端数処理…1円未満は切り捨てとしてください。

- キャンペーン実施料（割引に係った費用）については、後述する「青森県おでかけキャンペーン【全国版】実績報告書（様式9-2）」の記載内容に基づき、本キャンペーンの参加施設に対して、「青森県おでかけキャンペーン」事務局（以下、「事務局」と言う）が支払います。STAYNAVIを利用する宿泊事業者は後述P12 11（6）をご参照下さい。

- 宿泊施設の判断により、既存の宿泊プランおよび新規の宿泊プランを含む、全ての宿泊プランを割引の対象としていただいても構いません。若しくは、本キャンペーンの専用プランを造成し、限定販売いただくことも可能です。

(3) 割引額の算出方法について

割引額の算出に当たっては、これまでの「県民割(※)」の考え方である「1人1泊当たりの宿泊代金」を基に割引額を算出する方法を基本としますが、部屋単位での販売および一棟貸し(コテージ等)等の宿泊プランの販売を踏まえ、下記の算出方法も可能とします。

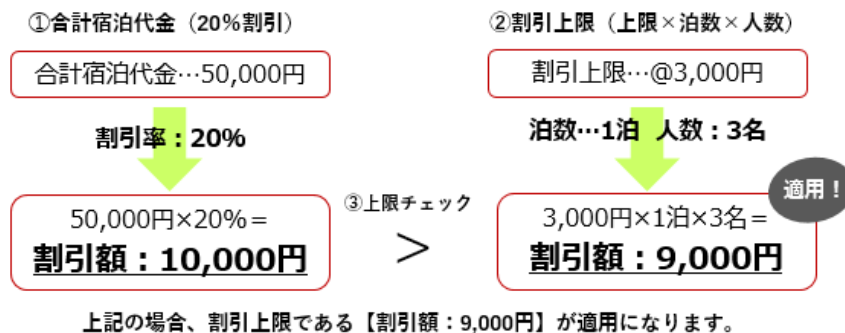
(※) 令和4年10月10日まで実施した、北海道および東北6県の居住者が対象の「青森県おでかけキャンペーン」

- 宿泊者全員の合計宿泊代金を基に割引額を算出する方法。
- 上記算出の場合、子供や幼児(無料幼児を含む)を対象人員に含めることも可とする。(対象人員に含める子供や幼児(無料幼児を含む)にはクーポンを配付してください)

【例】 大人2名+無料幼児1名=合計3名の宿泊(1泊)

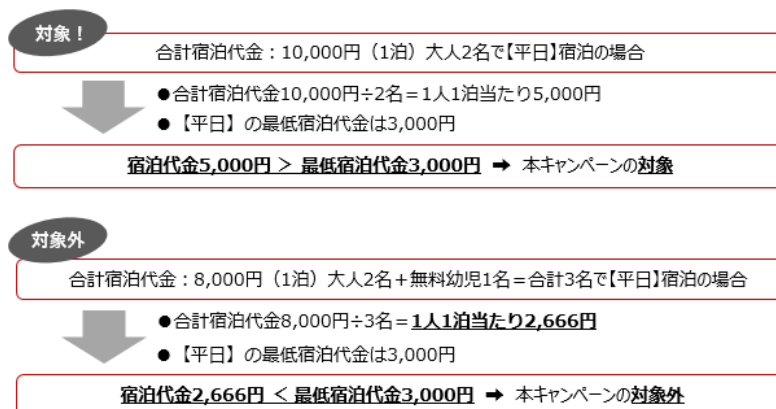
大人2名の合計宿泊代金が50,000円、無料幼児も人数に含めて計算する場合

- ① 宿泊者全員の合計宿泊代金に対して20%を乗じて割引額を計算します。
- ② 宿泊者ごとの1人1泊当たりの割引上限額を泊数と人数を乗じて算出します。
- ③ ①と②を比較します。割引上限を超える場合、上限額までが割引額となります。



【注意】 最低宿泊代金について

宿泊者全員の合計宿泊代金から割引額を算出する場合は、下記の例のとおり、大人料金のみで算出すると最低宿泊代金を上回る場合でも、宿泊代金の無料または異なる乳幼児を人数に加えることにより、最低宿泊代金を下回る場合がございますのでご注意ください。



(4) クーポンの付与

原則として、旅行者のスマートフォン等を活用した電子クーポンの付与が前提となりますが、通信インフラが十分に整備されていない（電波がない）地域の施設については、令和4年12月27日（火）まで実施するキャンペーンにおいて使用した紙クーポン（緑色の「青森県おでかけクーポン【全国版】」）の利用を、例外的に認める場合がございますので、該当する宿泊施設の方は、別途ご相談ください。

① 本キャンペーンで使用するクーポン

- ・名称：「STAYNAVI（ステイナビ）」地域クーポン（以下、「クーポン」という）
- ・利用店舗：青森県内に所在するおでかけクーポン事務局の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等）
- ・給付額：1人1泊当たり **2,000円分**または **1,000円分** ※本キャンペーン利用者に付与
- ・有効期限：利用者のチェックアウト日まで

※クーポンは宿泊代金に充当することは出来ません。

② クーポン付与について

「STAYNAVI（ステイナビ）」管理画面においてクーポン（※）を発行し、本キャンペーンの利用者に付与してください。クーポンの発行方法等詳細のお手続きにつきましては、先に送付した「ステイナビ電子クーポンのご説明」にてご確認ください。

（※）旅行者のスマートフォン等に付与される電子の地域クーポン、若しくは、QRコードが記載されたA4サイズの紙のクーポンのいずれか

ステイナビ入力者	想定シーン
旅行者	宿直（WEB）、OTA、旅行代理店（WEB）にて自身で予約した場合
宿泊施設（代理）	旅行者から電話で予約を受けた場合（旅行者が入力できない場合）
旅行代理店（代理）	旅行者から店舗で予約を受けた場合

- クーポンの申請は基本的には利用者が行いますが、インターネット予約以外（電話等による予約）の利用者の場合、諸事情により利用者がクーポンの申請が困難な場合が想定されます。
- 電話等による予約の場合は、利用者にクーポン申請の可否を必ず確認いただき、利用者が申請できない場合には、宿泊施設様にて代理申請をお願いいたします。（旅行会社様への予約の場合は旅行会社が代理申請を行います）
- クーポンの申請が出来ないという利用者の理由により予約を拒否するといった行為は禁止とします。

③ 本キャンペーンにおける「平日」宿泊の場合

1人1泊当たり、2,000円分を付与してください。

※本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金が、3,000円（税込）以上の宿泊プラン利用者が対象です。

④ 本キャンペーンにおける「休日」宿泊の場合

1人1泊当たり、1,000円分を付与してください。

※本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金が、2,000円（税込）以上の宿泊プラン利用者が対象です。

【注意事項①：令和4年12月27日（火）まで実施したキャンペーンのクーポン券について】

- 上記キャンペーンで利用した、緑色の「青森県おでかけクーポン【全国版】」につきましては、本キャンペーンでは使用することはできません（一部例外あり）。
- ただし、万が一のクーポン発行システムのトラブル等に備え、お手元にあるクーポン券は継続して保管いただきますようお願い申し上げます。
- 緑色の「青森県おでかけクーポン【全国版】」の在庫がない施設の方は、青森県おでかけクーポン事務局（TEL：017-752-8325）までご連絡ください。

【注意事項②：利用期限について】

- クーポンの利用期限は、1予約ごとに決定します。
 - （例1）4/18（火）から2連泊で予約した場合（チェックアウト日は4/20（木））
→クーポンの有効期限は、4/20（木）までとなります。
 - （例2）当初、4/18（火）から2連泊で予約し（チェックアウト予定日は4/20（木））、その後、さらに1泊を追加予約した場合
→当初予約分のクーポンの利用期限は4/20（木）まで、追加予約分のクーポン利用期限は4/21（金）となります。

<クーポンに関するお問い合わせ先>

青森県おでかけクーポン事務局

住所：〒030-0962 青森市佃 1-2-11 （株）RAB サービス内

電話番号：017-752-8325（電話受付時間：10時00分～16時00分）

FAX 番号：017-742-7711

E-mail：odekakecp@aomori-trip.com ※土日・祝日および12/30～1/3は休み

<まとめ：割引とクーポンの付与額について>

① 本キャンペーンにおける「平日」宿泊の場合

- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、3,000円（税込）以上の宿泊プラン
→本キャンペーンの対象（割引適用可、クーポンは2,000円分を付与）
- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、2,999円（税込）以下の宿泊プラン
→本キャンペーンの対象外（割引適用不可、クーポン付与は対象外）

本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金（税込）	宿泊代金の割引	クーポンの付与額
<u>1人1泊当たり 3,000円以上</u>	<u>割引可</u>	<u>2,000円分</u>
<u>1人1泊当たり 2,999円以下</u>	割引不可	0円分（対象外）

② 本キャンペーンにおける「休日」宿泊の場合

- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、2,000円（税込）以上の宿泊プラン
→本キャンペーンの対象（割引適用可、クーポンは1,000円分を付与）
- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、1,999円（税込）以下の宿泊プラン
→本キャンペーンの対象外（割引適用不可、クーポン付与は対象外）

本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金（税込）	宿泊代金の割引	クーポンの付与額
<u>1人1泊当たり 2,000円以上</u>	<u>割引可</u>	<u>1,000円分</u>
<u>1人1泊当たり 1,999円以下</u>	割引不可	0円分（対象外）

(5) 他の割引制度との併用について

本キャンペーンは国の「全国旅行支援」制度を活用して実施することから、他の割引制度と併用する場合は、以下を遵守してください。

- 市町村の割引制度（キャンペーン）等、他の割引制度との併用は妨げるものではありませんが、割引併用の可否は、他の制度の要件によるものとします。
- 他の制度の割引を併用する場合、他の制度の割引適用後の宿泊代金に、本キャンペーンの割引を適用してください。
- 宿泊代金の割引以外の特典（市町村内で利用できる地域クーポン券、〇〇〇〇円相当のお土産品など）が付く場合は、下記が併用の条件となりますので、ご注意ください。

- ① 他の割引（市町村が実施する宿泊代金の割引など）を適用
- ② その後、本キャンペーンの割引を適用
- ③ 本キャンペーンのクーポン付与額+他の割引制度の宿泊代金の割引以外の特典の費用（市町村内で配付するクーポン券、〇〇〇〇円相当のお土産品など）を全て差し引いた後の宿泊代金が0円以上であること（マイナスにならないこと）。

【重要】他の割引制度との併用する場合の考え方

<例：●●村が実施するキャンペーンの制度>

特典①：1人1泊当たり、宿泊代金の3,000円を割引

特典②：村内で利用できる1,000円分の地域クーポンを贈呈



※ 旅行者の実質負担額が【0円を下回る】（旅行者に利益が発生する）ことを避ける観点から上記の考え方となりますのでご注意ください。

※ OTA等で旅行者が個々に貯めているポイントについては、現金と同等のもののみなし、本キャンペーンの割引適用後の代金の支払いに充当しても差し支えありません。

6 本キャンペーンの利用対象者

本キャンペーンの利用対象者は、下記の要件を満たす者とします。

(1) 日本国内に居住する旅行者

- 日本国内に居住していることが確認できる身分証明書等（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、軍発行の命令書、在留許可証、住所が記載されて

いる公共料金の領収書等)を当日持参いただくよう、予約時点で利用者には必ずご案内ください。

- **身分証明書は原本の提示が必要**です(コピー(写し)や画像の提示は不可)
- 宿泊当日は、**キャンペーン利用者全員分の身分証明書を確認**し、本人確認および日本国内の居住者であることを必ず確認してください。
- 同一グループ内にキャンペーン対象外居住地の方が含まれる場合、若しくは、持参忘れ等により当日身分証明書を提示できない方が含まれる場合は、**対象外居住地の方および身分証明書を提示できない方以外は、本キャンペーンのご利用が可能です**。ただし、例外(※)もございますのでご注意ください。

(※) 観光庁Q&Aより

- グループ内の一部の者が、ワクチン接種歴及び検査結果の確認等の基準を満たさない場合の取扱いについては、「一人当たりの旅行商品の値段を切り分けて算出できる場合については、基準を満たしていない者のみを対象外とすることを基本とし、一人当たりの値段を切り分けて算出できない場合については、グループ全員を対象外とする」運用とすることとします。
- なお、ここでの「一人当たりの旅行商品の値段を切り分けて算出できる場合」には、一人当たりの旅行商品の値段が示されている場合のみならず、販売する事業者において、一人当たりの旅行商品の値段を個別に算出することや、旅行商品の値段を人数で按分することができる場合も含むものとします。

- (2) **新型コロナウイルスワクチンを3回接種済であること**、または、**PCR検査等の結果が陰性であること**、**且つ、旅行開始日に検査結果が有効であること**
※青森県内居住者に限っては、新型コロナウイルスワクチンを2回接種済(ただし、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが条件)であれば、本キャンペーンの利用が可能です。

(例) 4月10日に2回目のワクチンを接種した場合、14日以上経過した4月24日から本キャンペーンの利用が可能です。

- 宿泊当日は、**キャンペーン利用者全員分の接種済証明等**を必ず確認してください。
- ただし、**旅行会社の窓口での予約または精算の際にワクチン接種済証明を提示した利用者については、宿泊当日の接種済証明の確認は不要**です。なお、陰性証明については、有効期限があり確認できる期間が限られることから、チェックインの際の確認が必要です。
- PCR検査の場合、検査結果の有効期間は通常3日間ですが、利用者自身で検査機関に事前に確認いただくようご案内ください(旅行開始日において、検査結果が有効であることが必要です)。

7 身分証明書および接種証明等の確認に当たって

(1) 宿泊施設への直接予約の場合

本キャンペーンの利用者に対しては、**予約の時点で次の同意を得る必要があります**。

- 宿泊当日、日本国内に居住していることが確認できる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明証、外国人登録証明書、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳海技免状等国家資格を有することを証明する書類、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書、パスポート、健康保険証、軍発行の身分証明書、アメリカ政府発給のパスポート、外交旅券または

公用旅券、駐日外国公館に勤務する外交官等に対し発行可能な「居住証明書」等、住所が記載されている公共料金の領収書等）の提示が必要であること。

- 身分証明書は原本の提示が必要（コピー（写し）や画像の提示は不可）であること。
- ワクチンを3回以上接種済であること、又は、PCR検査等で結果が陰性であること、且つ、旅行開始日に検査結果が有効であることが、本キャンペーンの利用条件となること（青森県内の居住者に限っては、新型コロナウイルスワクチンを2回接種済（ただし、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが条件）であれば、本キャンペーンの利用が可能）。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種済証明、または、PCR検査等の検査結果通知書のいずれかを、宿泊当日のチェックインの際、フロントスタッフに提示する必要があること（コピー（写し）や画像の提示でも可）。
- 持参忘れ等により当日提示ができない場合、本キャンペーンは利用できないこと
- 身分証明書および接種済証明等については、宿泊後の提示（後日提出）は認められないこと。
- 上記理由により、本キャンペーンが利用できず取り消しする場合、所定の取消料が発生すること。

(2) 旅行事業者・OTAを經由して予約した利用者の確認

- 宿泊当日のチェックインの際に、予約方法に関わらず、本キャンペーンを利用する全ての利用者について、身分証明書および接種済証明等の確認が必要です（旅行会社の窓口において、事前にワクチン接種済証明の確認がなされている場合を除く）。
- チェックインの際、利用者が本キャンペーンの対象外であることが発覚した場合、若しくは、持参忘れ等により確認書類（身分証明書および接種済証明等）を利用者が提示出来ずに本キャンペーンの対象外となった場合、宿泊代金の差額につきましては、旅行事業者およびOTAが利用者からの集金および返金に対応することとなります。
- 上記のとおり、当初の予約内容から変更が生じた場合は、旅行事業者およびOTAに対して直ちに連絡するようにしてください。

【注意事項】

- 代表者だけではなく、キャンペーン利用者全員分の書類確認が必要です。但し、12歳未満の児童については、同居する親等の監護者が同伴する場合は、ワクチン接種済証明および陰性証明（検査結果通知書）の確認は不要です。
- 同居しない監護者が同伴する12歳未満の利用の際は、ワクチン接種済証明（2回分）または陰性証明（検査結果通知書）の提示が必要となります。
- 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることでも可とします。
- 検査通知書に、1. 受検者氏名、2. 検査結果、3. 検査方法、4. 検査所名、5. 検体採取日、6. 検査管理者氏名、7. 有効期限が明記されているか、必ずご確認ください。
- デジタル庁の新型コロナワクチン接種証明アプリに加えて、1. 受検者氏名、2. 接種回数、3. 接種日（2回接種の場合のみ）の記載があり、他の都道府県が本事業において使用することを認めている、自治体が開発したアプリ等も利用可能です（例：「TOKYO ワクシヨン」「ぐんまワクチン手帳」などがこれに該当します）
- 検査結果通知書によらず、旅行者自らが検査キットを用いて実施した検査結果は、陰性証明としては認められません。

- 学校等（注1）の活動（注2）については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を行い、ワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要です。併せて、同行する大人についても、学校等の活動の範囲内であれば、ワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要です。ただし、公費出張については、本キャンペーンの対象とはなりませんのでご注意ください。

◎（注1）【学校等】について

学校等とは、保育所、認定こども園、児童福祉法における児童福祉施設、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。

◎（注2）学校等の【活動】について

学校行事の取扱いについては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」等を踏まえた対応を行うことで、ワクチン接種歴や検査結果が陰性であることを証明する書類の提出を免除、但し、契約書等の公印が学校長印のものに限るとし、学校長承認の公式な学校行事の場合のみ、且つ、引率教員等の管理下に置かれている場合のみ、ワクチン検査履歴や検査結果書面の提示を不要とする。

- 就学支援を受けている児童や生徒も本キャンペーンの対象とします。

8 本キャンペーンの対象となる宿泊プランの基準および考え方

（1）換金目的や換金性の高いものを含まない旅行商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

- 金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

【注意】ただし、金券類のうち、次の条件を全て満たすものについては、商品に含めることが可能です。

- （ア）金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること（券面に金額が記載されておらず、その用途が明記されていること）。
- （イ）記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。
- （ウ）記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。
- （エ）その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- 鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ただし、券面に金額が記載されたものを利用する場合、「旅行事業者における適切な管理がなされたことを証明する書類の保管をする場合」に限り対象。次の証明する書類は、事務局での審査や国の監査機関の求めに応じて提出いただく場合があります。航空機利用を証明する書類とは、搭乗したことを証明する書類（搭乗証明書又は搭乗案内）、鉄道、高速バス、船舶の利用を証明する書類とは、使用済原券（事務局への提出の際はコピー）又は乗車（乗船）かつ降車（下船）を証明できる書類。
- 収入印紙や切手等

- (2) 感染拡大防止の観点から問題がないこと。
- (3) 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。
- (4) 商品に含まれる物品やサービスの価値が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
- (5) 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。
- (6) ライセンスや資格の取得を目的としないもの。
- (7) 特定大会への参加目的の旅行

次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等は可）は、「旅行全体」が本キャンペーンの対象外となります。

※参加者の応援をするために本キャンペーンを利用することは制限しません。

※【注意】 旅行事業者、OTA 等からの斡旋は対象外となりますが、宿泊施設が利用者から直接予約を受けた場合は、本キャンペーンの対象としていただいで構いません。

(本キャンペーン対象外の特定大会)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・ 国民体育大会 | ・ 全国障害者スポーツ大会 |
| ・ 全国高等学校総合体育大会（インターハイ） | |
| ・ 全国中学校体育大会（全中） | ・ 全国健康福祉祭（ねんりんピック） |
| ・ 全国植樹祭 | ・ 全国育樹祭 |
| ・ 全国豊かな海づくり大会（豊漁祭） | ・ 全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） |

- (8) 上記（1）～（6）のほか、事務局が対象商品として適切でないとするもの。

【参考】 対象外とする商品例

- × ヨガライセンス取得講習付商品
- × ダイビングライセンス取得講習付商品
- × 運転・操縦免許等（合宿）付商品
- × 風営法の適用を受ける性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業および遊技場営業に基づく商品。ただし、接待を伴わない料亭など、地域の観光資源として対象とすべき特別な事情等があると判断される場合については、この限りではありません。
- × 接待を伴うコンパニオン付宴会を伴う商品。ただし、この場合であっても、「宿泊」の部分が接待を伴うコンパニオンサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」部分は本キャンペーンの対象とすることが可能です。
- × 宿泊先から後日自宅にお土産が宅配で届くサービスが付いた商品
- × 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付の商品

9 本キャンペーン実施に当たっての留意事項

- (1) 1泊以上の宿泊を必須とします（宿泊施設が造成する日帰りプランは対象外）。
- (2) 1人当たりの利用回数に制限は設けません。
- (3) 対象となる宿泊日数は「同一施設での連泊」「複数の施設を利用した連泊」「複数の都道府県をまたがる連泊」等問わず、1旅行予約単位で7泊までです。旅行の日程等が分かれていても、実質的な旅行内容を精査し、連泊とみなすことがあります。
- (4) 以下の内容については、本キャンペーンの対象外とします。
 - 県が実施する他の宿泊割引、宿泊支援制度を利用した旅行。ただし、宿泊代金以外の費用を割引する制度との併用は妨げるものではありません。

- 国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行。
 - 国、地方自治体、公共団体の職員が実施する公費を利用した出張。
 - 宗教活動、政治活動を目的とした旅行。
- (5) 本キャンペーンの対象となる商品の販売に際しては、キャンペーン事業であることを明らかにしてください。また、割引前の代金および割引後の代金を明示し、その差額に対し助成があることを、利用者が明確に認知できるようにしてください。
- (6) 利用条件等（身分証明書、および新型コロナワクチン接種済証明またはPCR検査等の陰性証明等は、宿泊当日の提示が必要であることなど）につきましても、本キャンペーンの利用者に、しっかりと明確に伝わるよう、自社ホームページ等宣伝物への記載をお願いいたします。
- (7) 連泊プランの場合は、1泊当たりの宿泊代金を明確にして「青森県おでかけキャンペーン【全国版】実績報告書（様式9-2）」に記入してください。
- (8) 本キャンペーンの対象商品を、取引先等の関係者に優先販売することを禁止します。
- (9) 利用者の宿泊代金の精算方法については参加施設の判断によるものとし、制限は設けません（事前決済、現地決済のどちらも可とします）。
- (10) 取消料は割引前の宿泊代金にかかるものとします。また、取消料に対する補助はありません。
- (11) 青森県及び事務局は、「青森県観光情報サイト」並びに、キャンペーンの特設サイト等を活用の上、本キャンペーンを幅広く周知する予定です。

10 本キャンペーンの参加要件

本キャンペーンの参加対象となる宿泊施設は下記の要件を満たすものとしします。

- (1) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館業協会、全日本ホテル連盟等が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に基づく感染防止対策を遵守・実施していること。
- (2) 万が一、従業員や施設を利用した旅行者等に感染者が発生した場合は、速やかに事務局まで報告すること。
- (3) 青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- (4) 本キャンペーンの事業目的に賛同し、本要領に定める内容を遵守できること。
- (5) 下記いずれかの会員に該当する施設であること。
- ・公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下、「国際交流機構」と言う）会員
 - ・青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員（国際交流機構会員）
 - ・青森県民宿連合会会員（国際交流機構会員）
 - ・浅虫温泉旅館組合会員（国際交流機構会員）
- (6) 上記（5）以外で、令和2年度以降に県が実施した「あおもり宿泊キャンペーン」および「青森県おでかけキャンペーン」「青森県おでかけキャンペーン【全国版】 ※令和4年10月10日から実施」において、県がキャンペーンへの参加を承認した宿泊施設。
- (7) 上記（5）および（6）以外で、市町村からの推薦があり県が承認した施設。
- (8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。
- ただし、民泊事業者においては、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の、施設を運営するうえで必要な届出を行っていること。

- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の第 2 条第 6 項第 4 号に該当しないこと。
- (10) 青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日青森県条例第 9 号）を遵守すること。
- (11) その他公序良俗に反しない施設であること。

※夜行フェリー、夜行バス、クルーズにつきましては、本キャンペーンの参加対象とはなりませんのでご注意ください。

11 本キャンペーンへの参加方法等

(1) 参加申込

本キャンペーンへの参加を希望する宿泊施設は、下記に基づき、青森県おでかけキャンペーン事務局宛に郵送、FAX 又はメールにより必要書類を提出してください。

なお、令和 5 年 1 月 10 日から実施している「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」に参加している宿泊施設の方は、改めて参加申込書等を提出いただく必要はありません。

<提出書類>

- ① 「青森県おでかけキャンペーン【全国版】参加申込書（様式 1）」
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策確認書（様式 2）」

<提出期限>

本キャンペーンの実施期間中は随時申し込みを受け付けいたしますが、予算の執行状況によっては、申し込みを受け付け出来ない場合もございます。予めご了承ください。

<参加申込書類提出先・宿泊に関するお問い合わせ先>

青森県おでかけキャンペーン事務局

住所：〒030-0803 青森市安方 1-1-40 青森県観光物産館アスパム 4 階

電話番号：017-775-5031（電話受付時間：9 時 30 分～17 時 30 分）

FAX 番号：017-775-5035

E-mail：aomori_yukyaku@bsec.jp ※12/30～1/3 は休み

(2) 参加決定及び販売人泊数の通知

- ① 青森県は「青森県おでかけキャンペーン【全国版】参加申込書（様式 1）」の提出がなされた際は、その内容を審査し、参加の可否を決定します。
- ② 事務局は青森県の決定を受け、「青森県おでかけキャンペーン【全国版】参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書（様式 3）」により、本キャンペーンの参加が決定した参加施設に対して郵送等で通知します。
- ③ 本キャンペーンへの参加が決定した施設は、通知書に記載の予約受付開始日時から予約受付を開始いただくことが可能です。

※予約受付開始後、本通知による販売人泊数（割当人数）を超える見込みとなった場合は、事務局宛に「青森県おでかけキャンペーン【全国版】追加販売申請書（様式 4）」を、FAX 又はメールにより速やかに提出してください。

※予算には限りがあることから、追加枠の割当が出来ない場合もございます。事務局から送付される追加販売承認通知（様式 5）受領前に割当枠を超えて販売することがないよう、くれぐれもご注意ください。

(3) 実績報告および精算

参加施設は、事務局宛に下記書類を郵送（当日の消印有効）により提出してください。

なお、期日までに書類の提出がなされない施設に対しては、事務局が電話連絡等により確認を行います。また、キャンペーン実施料の支払いが遅れる可能性がありますので、ご注意ください。

<提出書類>

- ① 「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」実施料請求書（様式9）
 - ② 「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」実績報告書（様式9-2）
- ※ 「②（様式9-2）実績報告書」につきましては、メールによるExcelデータでのご提出も可能な限りお願いいたします。
- ※ 上記書類につきましては、利用月ごとの作成をお願いいたします。
- ※ QRコード記載の紙のクーポン（A4サイズ）を利用者に配付した場合には、利用者からの受領サインを必ずいただいでください。その際は、「受領書（様式6）」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

【注意】本キャンペーンは国の補助金を活用した事業であることから、国の会計検査院の調査対象事業となり、国の調査が今後入る可能性もございます。「受領書（様式6）」を含め、事業で使用した書類は、キャンペーン実施料を受領した年度の翌年度から5年間保管いただきますようお願い申し上げます。

(4) 本キャンペーン実施料の支払い

事務局は参加施設から提出された書類を審査し、不備がない場合、県の承認を得た上で、予め指定された期日までに、キャンペーン実施料を参加施設に対し支払うものとします。

なお、事務局から支払うキャンペーン実施料につきましては、「青森県おでかけキャンペーン請求書【全国版】（様式9）」および「青森県おでかけキャンペーン【全国版】実績報告書（様式9-2）」の内容に基づき、宿泊代金（1人1泊当たり）の20%の割引分（割引額は最大3,000円）のみを支払うものとし、販売に付随する費用（広告費・造成費等）を支払うものではありませんのでご注意ください。

<事務局への実績報告書等の提出期限・実施料支払予定日>

実績報告書等の提出期限	実施料支払予定日
令和5年2月10日（金）	令和5年2月28日（火）
令和5年3月10日（金）	令和5年3月31日（金）
令和5年4月10日（月）	令和5年4月28日（金）
令和5年5月10日（水）	令和5年5月31日（水）
令和5年6月10日（土）	令和5年6月30日（金）
令和5年7月10日（月）	令和5年7月31日（月）

(5) 【STAYNAVI（ステイナビ）】の宿泊割引精算システムのご利用について

「STAYNAVI（ステイナビ）」の宿泊割引精算システムを利用する施設につきましては、実績報告および精算、並びに、キャンペーン実施料の支払い方法が異なります。また、ご利用につきましては、事前登録が必要となります。詳細につきましては、（別紙2）「STAYNAVI（ステイナビ）のご利用について」にてご確認ください。

12 その他

- (1) 事務局あてにご提出いただいた関係書類の返却はしません。また、本キャンペーンに係る業務以外の用途で使用することはありません。
- (2) 事務局は、本キャンペーンの参加決定後に、参加施設による虚偽申告や不正が発覚した場合は、当該参加施設を対象外とします。既にキャンペーン実施料が事務局から支払われている場合は、当該費用を速やかに事務局に返還することとなりますのでご注意ください。
- (3) 本事業は国の会計検査院の調査対象事業のため、事業で使用した書類は、キャンペーン実施料を受領した年度の翌年度から5年間保管してください（本実施要領に則り対応いただきますとともに、本キャンペーンに関する宿泊台帳・予約台帳等の整備等につきましても、遺漏ない対応をお願いいたします）。
- (4) 割引対象商品が本来の対価以上の価格で販売されていることが確認された場合には、当該販売に係る割引に対する補助金は実勢価格に応じた額となります。万が一、本キャンペーン開始後に、商品価格が上がったという報告があった場合には、事実関係を確認の上、然るべき対応（参加資格取消を含む）を取る可能性もございますことを予めご了承の上ご参加ください。
- (5) この要領に定めのない事項については、青森県と事務局が協議の上、別に定めます。

附則

- この要領は、令和4年10月3日から施行する。
一部改正は、令和4年10月28日から施行する。
一部改正は、令和4年11月21日から施行する。
一部改正は、令和4年11月25日から施行する。
一部改正は、令和4年12月23日から施行する。
一部改正は、令和5年3月10日から施行する。